

第2回 地域の水害危険性の周知方策検討会 議事要旨

日時：平成29年1月17日（火）15:00～17:00

場所：三田共用会議所 3階大会議室

【出席者】

北海道、宮城県、新潟県、神奈川県、静岡県、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、内閣府、消防庁、気象庁、国土技術政策総合研究所、国土交通省から構成員等が出席

【議事要旨】

○事務局から「地域の水害危険性の周知方策に関するガイドライン(案)」について説明し、意見交換を行った。

○主な発言は以下の通り。

- ・ガイドラインには手段の羅列だけでなく、命を守るための情報提供という視点が重要。
- ・ガイドラインの目的や基本的な考え方を丁寧に書くことが重要。
- ・ガイドラインにおける情報提供先は、市町村なのか住民等も含まれるのかを明確にすべき。
- ・リードタイムが短い場合の氾濫危険水位等の設定方法が課題。
- ・水位設定にあたり、到達頻度も踏まえつつ避難のあり方を市町村に検討してもらうなどの工夫が必要ではないか。
- ・リードタイムが短く、現状では水位を避難判断のトリガーにできない河川もあるので、雨量情報の活用について技術開発も含め検討を進めることが必要。
- ・水位と雨量を組み合わせるような考え方も必要。
- ・どのような河川に対し、どのような情報提供方法が適しているか示すことは出来ないか。
- ・最終的に水位周知河川に指定することと考えると、量水標から水位計へステップアップするという段階的な対応も考えられる。
- ・量水標等の住民等による現地確認については、確実な確認ができるかという視点が必要。

以上